○上尾伊奈資源循環組合議会定例会条例

令和５年４月１２日条例第２３号

上尾伊奈資源循環組合議会定例会条例

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条において準用する同法第１０２条第２項の規定による上尾伊奈資源循環組合議会の定例会の回数は、毎年２回とする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（令和５年の特例）

２　上尾伊奈資源循環組合議会の定例会は、令和５年に限り、本則中「毎年２回」とあるのは、「年１回」とする。